



一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合は、申請して承認されると納付が免除される制度があります。

この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納

期間となってしまうので、注意が必要です。

半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるものですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。

平成24年度では、半額免除をうけると月額7,490円が免除され、残りの7,490円は納付しなければなりません。この7,490円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

4分の1免除の場合

4分の1免除というのは、毎月保険料の4分の1が免除されるものですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。

平成24年度では、4分の1免除を受けると月額3,740円が免除され、残りの1万1,240円は納付しなければなりません。この1万1,240円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。

そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。



学生のみなさんも忘れずに 国民年金の加入手続きを!

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたとき等にも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」をサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

日本国内にお住まいの方は20歳から、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る義務があります。学生の方でも第一号被保険者となる方は、役場窓口で加入手続きをしてください。

保険料の猶予

学生で収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予となる制度があります。

この「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

「学生納付特例制度」の申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れない等の思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
(電話 34・2121 内線 413)
日本年金機構 旭川年金事務所
(電話 0166・72・5002)